

登園許可依頼書

保護者殿

平成 年 月 日
 保育園

厚生労働省のガイドラインに準じて、下記の登園基準をご確認いただき、診断を受けて下さい。
 この用紙は、受診の際、医師に記入を依頼して下さい。ご協力をお願い致します。

<主な感染症の登園基準>

病名	感染可能期間	登園基準
インフルエンザ (インフルエンザ様症状を含む)	発症前 24 時間～発症後 3 日迄 (1 週間程度は注意が必要)	発症後最低 5 日間かつ解熱後 3 日を経過する迄 ※発症日・解熱日は 0 日
百日咳	咳出現後 2 週間以内が感染大 抗菌薬内服後 7 日迄	特有の咳が消失、又は 5 日間適正な抗菌性物質製剤による治療が終了する迄
麻疹 (はしか)	発症 1～2 日前～発疹出現後 4 日間	解熱後 3 日を経過する迄
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前～耳下腺の腫れ後 4 日後迄	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが発現後 5 日を経過、かつ全身状態が良好になる迄
風疹 (三日はしか)	発疹出現 7 日前～後 7 日間	発疹が消失する迄
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現 1～2 日前～かさぶた形成迄	全ての発疹がかさぶたになる迄
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	主症状が消え 2 日を経過する迄
結核		感染の恐れがないと 医師認める迄
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	医師が感染の恐れがないと認めるまで (結膜炎症状が消失してから)
急性出血性結膜炎	ウイルス排出は呼吸器からは 1～2 週間、便からは数週間～数か月排出	
コレラ ・ 細菌性赤痢 腸チフス ・ パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症	原因は細菌なので、発症中の人がいればいつでも感染可能期間になりえる。	医師が感染の恐れがないと認めるまで

～ 切り取らないで下さい ～

登園許可証	
保育園 園長殿	診断日 平成 年 月 日
※保育園は乳幼児が長時間集団生活する場です。感染の流行を予防する観点から、厚労省のガイドラインに準じ、集団での保育が可能な状態になってからの登園であるようにご配慮下さい。	
園児名	医療機関所在地
病名	病院名
診察の結果、集団生活に支障がない状態になったので、平成 年 月 日より 登園可能と判断します。	医師氏名 Ⓢ